

規 則	
北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年 4 月27日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第60号	
北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	
北海道営住宅条例施行規則（平成 9 年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。 別表第 4 次張市の部中「2,690円」を「2,670円」に改め、同表岩見沢市の部中「2,920円」を「2,970円」に改め、同表美唄市の部ゆたかニュータウン団地駐車場の項中「2,920円」を「2,670円」に改め、同部コスモス団地駐車場の項及びであえーる中央公園団地駐車場の項中「2,920円」を「2,970円」に改め、同表芦別市の部中「2,690円」及び「2,920円」を「2,670円」に改め、同表赤平市の部中「2,920円」を「2,970円」に改め、同表三笠市の部中「2,690円」を「2,670円」に改め、同表滝川市の部中「2,920円」を「2,670円」に改め、同表砂川市の部中「2,920円」を「2,970円」に、「2,690円」を「2,670円」に改め、同表深川市の部緑町中央団地駐車場の項中「2,920円」を「2,970円」に改め、同部であえーる北光中央団地駐車場の項中「2,920円」を「2,670円」に改め、同表南幌町の部中「2,920円」を「2,670円」に改め、同表沼田町の部中「2,690円」を「2,670円」に改め、同表札幌市の部豊平団地駐車場の項及び白樺団地駐車場の項中「3,940円」を「4,510円」に改め、同部円山団地駐車場の項、真駒内 A 団地駐車場の項、真駒内 B 団地駐車場の項、真駒内 C 団地駐車場の項、真駒内 D 団地駐車場の項、真駒内 E 団地駐車場の項、真駒内 F 団地駐車場の項、真駒内 G 団地駐車場の項及び真駒内 H 団地駐車場の項中「4,550円」を「5,090円」に改め、同部栄町団地駐車場の項中「3,490円」を「3,880円」に改め、同部山元団地駐車場の項中「3,940円」を「4,780円」に改め、同部東苗穂団地駐車場の項中「3,490円」を「2,970円」に改め、同部栄通団地駐車場の項中「3,940円」を「4,780円」に改め、同部苗穂グリーン団地駐車場の項、発寒団地駐車場の項、厚別団地駐車場の項及び厚別光陽団地駐車場の項中「3,940円」を「3,880円」に改め、同部山の手団地駐車場の項中「4,550円」を「5,090円」に改め、同部大谷地団地駐車場の項中「3,940円」を「4,780円」に改め、同部豊平公園団地駐車場の項中「4,550円」を「5,090円」に改め、同部季実の里団地駐車場の項及び季実の里 B 団地駐車場の項中「3,490円」を「2,970円」に改め、同部光星第 4 団地駐車場の項中「4,550円」を「5,090円」に改め、同表江別市の部中「3,490円」を「3,880円」に改め、同表千歳市の部及び恵庭市の部中「2,920円」を「2,970円」に改め、同表北広島市の部及び石狩市の部中「3,490円」及び「2,920円」を「2,970円」に改め、同表小樽市の部最上団地駐車場の項中「2,920円」を「2,970円」に改め、同部新光団地駐車場の項中「3,940円」を「3,880円」に改め、同部桜町団地駐車場の項、塩谷団地駐車場の項及び	

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則	ページ
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（住宅課）	68
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（総務部総務課）	69
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（広報広聴課）	70
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	70
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	71
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………（農業施設管理課）	71
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課）	71
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可（農業施設管理課）	72
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	72
○知事権限に係る保安林の指定（2 件）……………（治山課）	72
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	72
○建設業者に対する監督処分……………（建設情報課）	73
○都市計画事業の認可……………（都市環境課）	73
○宅地建物取引業務の停止処分……………（建築指導課）	73
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課）	73
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	74
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	75
道教育庁石狩教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2 件）……………	75
道教育庁渡島教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2 件）……………	77
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	78
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	80
道警察旭川方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者の公示……………	80

高島団地駐車場の項中「2,920円」を「2,670円」に改め、同部新光53団地駐車場の項中「3,490円」を「2,970円」に改め、同部オタモイ西団地駐車場の項中「2,690円」を「2,670円」に改め、同部桜東団地駐車場の項中「2,920円」を「2,670円」に改め、同部入船第2団地駐車場の項中「3,490円」を「2,970円」に改め、同部望洋団地駐車場の項中「2,920円」を「2,970円」に改め、同部銭函西団地駐車場の項中「2,920円」を「2,670円」に改め、同部奥沢中央団地駐車場の項中「2,920円」を「2,970円」に改め、同部築港団地駐車場の項中「3,490円」を「2,970円」に改め、同表倶知安町の部中「2,920円」を「2,970円」に改め、同表岩内町の部中「2,690円」を「2,670円」に改め、同表室蘭市の部中「2,920円」及び「3,490円」を「2,970円」に改め、同表苫小牧市の部弥生団地駐車場の項中「2,920円」を「2,970円」に改め、同部錦岡団地駐車場の項中「2,920円」を「2,670円」に改め、同部大成団地駐車場の項中「3,490円」を「2,970円」に改め、同部寿町団地駐車場の項中「2,920円」を「2,970円」に改め、同表登別市の部中「2,920円」を「2,970円」に改め、同表伊達市の部中「2,920円」及び「2,690円」を「2,970円」に改め、同表浦河町の部及び新ひだか町の部中「2,920円」を「2,970円」に改め、同表函館市の部弥生町団地駐車場の項中「3,940円」を「3,880円」に改め、同部旭岡団地駐車場の項中「2,920円」を「2,970円」に改め、同部駒場町団地駐車場の項中「3,940円」を「3,880円」に改め、同部柳町団地駐車場の項中「3,940円」を「4,780円」に改め、同部大川町団地駐車場の項中「3,940円」を「3,880円」に改め、同部人見町団地駐車場の項中「3,940円」を「4,780円」に改め、同部サニータウンみはら団地駐車場の項、住吉団地駐車場の項及び宝来団地駐車場の項中「3,940円」を「3,880円」に改め、同部ガーデンヒル旭岡団地駐車場の項中「2,920円」を「2,970円」に改め、同部的場町団地駐車場の項中「3,940円」を「3,880円」に改め、同部高田屋通団地駐車場の項中「3,490円」を「3,880円」に改め、同部田家町団地駐車場の項中「3,940円」を「3,880円」に改め、同部谷地頭町団地駐車場の項及び上湯川B団地駐車場の項中「3,490円」を「2,970円」に改め、同部日吉町団地駐車場の項中「3,940円」を「3,880円」に改め、同部東坂団地駐車場の項中「3,490円」を「3,880円」に改め、同部旭森団地駐車場の項中「3,940円」を「3,880円」に改め、同部船見町団地駐車場の項及びであえーの大森浜団地駐車場の項中「3,490円」を「2,970円」に改め、同表北斗市の部中「2,920円」及び「3,490円」を「2,970円」に改め、同表七飯町の部中「3,490円」を「2,970円」に改め、同表江差町の部及び旭川市の部中「2,920円」及び「3,490円」を「2,970円」に改め、同表士別市の部、名寄市の部及び富良野市の部中「2,920円」を「2,970円」に改め、同表留萌市の部中「2,920円」及び「3,490円」を「2,970円」に改め、同表苫前町の部中「2,690円」を「2,670円」に改め、同表稚内市の部末広団地駐車場の項中「2,920円」を「2,970円」に改め、同部宝来団地駐車場の項中「2,920円」を「2,670円」に改め、同表北見市の部寿団地駐車場の項中「3,490円」を「2,970円」に改め、同部小泉団地駐車場の項、高栄団地駐車場の項、美山第2団地駐車場の項及びサンシティーきたみ団地駐車場の項中「2,920円」を「2,970円」に改め、同部サン	ライズ北2条団地駐車場の項中「3,490円」を「3,880円」に改め、同表網走市の部中「2,920円」を「2,970円」に、「3,490円」を「3,880円」に改め、同表紋別市の部学園第2団地駐車場の項中「2,920円」を「2,670円」に改め、同部学園第3団地駐車場の項中「2,690円」を「2,670円」に改め、同部であえーの幸団地駐車場の項中「2,920円」を「2,970円」に改め、同表美幌町の部、斜里町の部及び遠軽町の部中「2,920円」を「2,970円」に改め、同表帯広市の部緑西団地駐車場の項中「3,490円」を「2,970円」に改め、同部大空2団地駐車場の項中「2,920円」を「2,970円」に改め、同部公園東町団地駐車場の項中「3,490円」を「2,970円」に改め、同部西帯広団地駐車場の項中「2,920円」を「2,970円」に改め、同部緑ヶ丘団地駐車場の項中「3,490円」を「2,970円」に改め、同部新緑団地駐車場の項中「3,490円」を「3,880円」に改め、同部新緑第2団地駐車場の項中「2,920円」を「2,970円」に改め、同部中央団地駐車場の項中「3,490円」を「2,970円」に改め、同部大空団地駐車場の項及び柏林台中央団地駐車場の項中「2,920円」を「2,970円」に改め、同表音更町の部及び幕別町の部中「2,920円」を「2,970円」に改め、同表釧路市の部千歳団地駐車場の項、新緑ヶ岡団地駐車場の項及び曙団地駐車場の項中「2,920円」を「2,970円」に改め、同部愛国団地駐車場の項及び住之江団地駐車場の項中「3,490円」を「2,970円」に改め、同部若竹団地駐車場の項中「3,490円」を「3,880円」に改め、同部白樺団地駐車場の項中「2,920円」を「2,670円」に改め、同部クレインヴィラ団地駐車場の項中「2,920円」を「2,970円」に改め、同部ことぶき団地駐車場の項中「3,940円」を「3,880円」に改め、同表釧路町の部中「3,490円」を「2,970円」に改め、同表根室市の部及び中標津町の部中「2,920円」を「2,970円」に改める。 附 則 この規則は、平成24年6月1日から施行する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>告</th> <th>示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 970 1713 1495"> 北海道告示第298号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年4月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 (1) 北海道庁本庁舎清掃業務（9階から12階まで及び塔屋に限る。） 一式 (2) 北海道庁別館庁舎清掃業務（3階から5階まで） 一式 (3) 北海道庁別館庁舎清掃業務（6階から8階まで） 一式 (4) 北海道庁別館庁舎清掃業務（9階から12階まで） 一式 2 落札を決定した日 平成24年3月23日 </td> <td data-bbox="1713 970 2121 1495"></td> </tr> </tbody> </table>	告	示	北海道告示第298号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年4月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 (1) 北海道庁本庁舎清掃業務（9階から12階まで及び塔屋に限る。） 一式 (2) 北海道庁別館庁舎清掃業務（3階から5階まで） 一式 (3) 北海道庁別館庁舎清掃業務（6階から8階まで） 一式 (4) 北海道庁別館庁舎清掃業務（9階から12階まで） 一式 2 落札を決定した日 平成24年3月23日	
告	示				
北海道告示第298号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年4月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 (1) 北海道庁本庁舎清掃業務（9階から12階まで及び塔屋に限る。） 一式 (2) 北海道庁別館庁舎清掃業務（3階から5階まで） 一式 (3) 北海道庁別館庁舎清掃業務（6階から8階まで） 一式 (4) 北海道庁別館庁舎清掃業務（9階から12階まで） 一式 2 落札を決定した日 平成24年3月23日					

3落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア氏名株式会社東洋実業

イ住所札幌市中央区北6条西22丁目2番7号

(2) 1の(2)及び(3)

ア氏名テルウェル北海道株式会社

イ住所札幌市中央区北4条西16丁目1番地

(3) 1の(4)

ア氏名株式会社ワールドウッティ

イ住所札幌市白石区南郷通14丁目南3番11号

4落札金額

(1) 8,893,500円

(2) 2,653,560円

(3) 2,653,560円

(4) 2,782,500円

5契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6入札の公告を行った日

(1) 1の(1)

平成24年2月3日付け北海道告示第55号

(2) 1の(2)から(4)まで

平成24年2月3日付け北海道告示第56号

7契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称北海道総務部総務課

(2) 所在地札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第299号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年4月27日

北海道知事高橋はるみ

1落札に係る特定役務の名称及び数量

平成24年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務一式

2落札を決定した日

平成24年4月6日

3落札者の氏名及び住所

(1) 氏名株式会社電通北海道

(2) 住所札幌市中央区大通西5丁目11-1

4落札金額

128,100,000円

5契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6一般競争入札の公告

平成24年2月14日付け北海道告示第72号

7契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称北海道総合政策部知事室広報聴課

(2) 所在地札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成24年4月27日

北海道知事高橋はるみ

江部乙土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成24. 4. 1	理事	石川吉也	滝川市江部乙町東10丁目11番28号
同	同	同	道川紀雄	同江部乙町1774番地5
同	同	同	家納利雄	同江部乙町1479番地
同	同	同	小出洋一	同江部乙町2091番地
同	同	同	工藤茂雄	同江部乙町987番地4
同	同	監事	大野幸一	同江部乙町1787番地
同	同	同	石川伸貴	同江部乙町948番地
退任	同 24. 3. 31	理事	谷憲男	同江部乙町3960番地1
同	同	同	石川賢夫	同江部乙町4076番地4
同	同	同	家納利雄	同江部乙町1479番地
同	同	同	小出洋一	同江部乙町2091番地
同	同	同	石川吉也	同江部乙町東10丁目11番28号
同	同	監事	道川紀雄	同江部乙町1774番地5
同	同	同	石川伸貴	同江部乙町948番地

遠別土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
-------	--------	---------	----	----

就任	平成24. 4. 7	理事	大西克博	天塩郡遠別町字東野336番地	同	24. 4. 18	篠津中央土地改良区
同	同	同	武田了治	同 遠別町字本町3丁目100番地9			
同	同	同	角道良一	同 遠別町字幸和747番地			
同	同	同	茂野敏彦	同 遠別町字久光1184番地			
同	同	同	小森睦夫	同 遠別町字久光961番地			
同	同	同	長田勉	同 遠別町字久光687番地の2			
同	同	同	酒井嗣男	同 遠別町字中央285番地			
同	同	同	塚原優	同 遠別町字共栄244番地			
同	同	同	山口勝明	同 遠別町字共栄181番地			
同	同	監事	奥野昌則	同 遠別町字久光1042番地			
同	同	同	竹之内喜見	同 遠別町字中央190番地			
退任	同 24. 4. 6	理事	熊田正之	同 遠別町字久光1058番地			
同	同	同	泊和幸	同 遠別町字幸和712番地			
同	同	同	坂川光夫	同 遠別町字幸和870番地			
同	同	同	小森睦夫	同 遠別町字久光961番地			
同	同	同	長田勉	同 遠別町字久光687番地の2			
同	同	同	酒井嗣男	同 遠別町字中央285番地			
同	同	同	塚原優	同 遠別町字共栄244番地			
同	同	同	山口勝明	同 遠別町字共栄181番地			
同	同	同	大西克博	同 遠別町字東野336番地			
同	同	監事	泊幸則	同 遠別町字久光1309番地			
同	同	同	竹之内喜見	同 遠別町字中央190番地			
清水町土地改良区							
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所			
退任	平成24. 3. 31	理事	安曇達雄	上川郡清水町北1条2丁目18番地			

北海道告示第301号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年4月27日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日

土地改良区名

平成24. 4. 16

芦別市土地改良区

同

新十津川土地改良区

同 24. 4. 17

清水町土地改良区

同	24. 4. 18	篠津中央土地改良区
---	-----------	-----------

北海道告示第302号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、沼田町土地改良区が管理する清水の沢頭首工に係る管理規程を認可した。

平成24年4月27日

北海道知事 高橋 はるみ

認可した管理規程の概要

清水の沢頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成24年4月27日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要
沼田町土地改良区	白木沢貯水池	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	大枝沢貯水池	同
同	藤沢貯水池	同
同	第1高島川貯水池	同
同	第2高島川貯水池	同
同	梅の沢貯水池	同
同	桜の沢貯水池	同
同	恵比島貯水池	同
同	宮の沢貯水池	同
同	東の沢貯水池	同
同	沼田第1頭首工	同
同	沼田第2頭首工	同
同	沼田第2幹線頭首工	同
同	高台頭首工	同
同	原野頭首工	同
同	更新第2幹線頭首工	同
同	更新第3幹線頭首工	同
同	奔竜第2幹線頭首工	同
同	更新第2補給線頭首工	同

同	奔竜第2補給線頭首工	同
同	真 布 川 頭 首 工	同
同	幌 新 頭 首 工	同
同	北竜第2幹線頭首工	同
同	石 田 川 頭 首 工	同
同	恵 比 島 頭 首 工	同
同	美 葉 牛 頭 首 工	同

北海道告示第304号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の廃止を認可した。

平成24年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
沼田町土地改良区	幌 新 ダ ム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	更新第1幹線頭首工	同
同	更新第1補給線頭首工	同
同	更新第3補給線頭首工	同

北海道告示第305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（富岡地区（農業用道路））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振総合振興局に備え置いて、平成24年5月2日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第306号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成24年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	保安林の所在場所	松前郡松前町字茂草583の1
2	指 定 の 目 的	土砂の流出の防備
3	指 定 施 業 要 件	

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第307号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成24年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	保安林の所在場所	松前郡松前町字茂草583の1
2	指 定 の 目 的	魚つき
3	指 定 施 業 要 件	

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第308号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	(1) 解除に係る保安林の所在場所	標津郡標津町字古多糠697（次の図に示す部分に限る。）
	(2) 保安林として指定された目的	風害の防備
	(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため

- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 標津郡標津町字古多糠26の1・95の24・95の32・95の35・95の41（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室振興局産業振興部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第309号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成24年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 処分をした年月日 平成24年4月16日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号及び代表者の氏名 有限会社アオイ建設工業 青井 孝志
- イ 主たる営業所の所在地 旭川市春光台2条11丁目5265番地の3
- ウ 建設業の許可の番号 (般-19) 上第389号
- (3) 処分の内容
- ア 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
- イ 営業停止の期間 平成24年4月27日から同年5月3日までの7日間
- (4) 処分の原因となった事実
- 上記の者が建設業法第28条第1項第6号に該当した。
- 2(1) 処分をした年月日 平成24年4月16日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号及び代表者の氏名 株式会社NEXT 熊谷 栄次
- イ 主たる営業所の所在地 旭川市東旭川日ノ出186番地2
- ウ 建設業の許可の番号 なし
- (3) 処分の内容
- ア 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
- イ 営業停止の期間 平成24年4月27日から同年5月3日までの7日間
- (4) 処分の原因となった事実
- 上記の者が建設業法第28条第2項第2号に該当した。

北海道告示第310号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成24年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 施行者の名称 旭川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画道路事業（3・4・58号神楽3条通）
- 3 事業施行期間 平成24年4月27日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地（収用の部分） 旭川市神楽2条6丁目、神楽3条4丁目、神楽3条5丁目及び神楽3条6丁目地内

北海道告示第311号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次の宅地建物取引業者に対し宅地建物取引業の業務について停止処分をしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成24年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 商号又は名称 札幌桜産業株式会社
- 2 代表者氏名 代表取締役 高倉 孝夫
- 3 主たる事務所の所在地 札幌市豊平区平岸3条8丁目4番26号308
- 4 免許証番号 北海道知事 石狩(13)第4708号
- 5 業務停止の期間 平成24年5月1日から同年7月31日までの3月間
- 6 業務停止の範囲 宅地建物取引業の全業務

北海道告示第312号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項札幌市食品衛生協会の事項中
- 「札幌市食品衛生協会 平成16. 4. 1 札幌市食品衛生協会 「一般社団法人
札幌市中央食品衛生協会」を 札幌市食
- 平成21. 6. 1 札幌市食品衛生協会
品衛生協会 札幌市中央食品衛生協会」に改める。

総合振興局告示及び 振興局告示

北海道上川総合振興局告示第63号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年4月27日

北海道上川総合振興局長 越前 雅裕

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量

1台及び1月当たり12,000枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成24年7月2日から平成28年6月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、要求する仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速な点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給の体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成24年4月27日から同年5月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局地域政策部総務課）

(2) 入札日時 平成24年5月24日（木）午前11時（送付による場合は、同月23日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 複写機等の賃貸借 1台

イ 予定時期 平成24年12月頃

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成24年3月6日付け北海道上川総合振興局告示第44号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。 10落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 郵便番号 079－8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 電話番号 0166－46－5907 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copying machine : 1 set B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., May 24, 2012 (If mailed bids must arrive no later than May 23, 2012) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa 079-8610 Japan Phone : 0166-46-5907	3落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区大通西6丁目1番地 4落札金額 (1) 賃貸借の基本月額料金 1台当たり 0円 (2) モノクロ複写料金 1枚から1,000枚まで 1枚当たり 2.0円 (3) モノクロ複写料金 1,001枚から5,000枚まで 1枚当たり 2.0円 (4) モノクロ複写料金 5,001枚以上 1枚当たり 2.0円 (5) フルカラー複写料金 1枚以上 1枚当たり 10.0円 5契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6一般競争入札の公告 平成24年3月6日付け北海道上川総合振興局告示第44号 7契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 上川総合振興局南部森林室 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号
道教育庁石狩教育局告示	
北海道教育庁石狩教育局告示第49号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年4月27日 北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦 1落札に係る物品等の名称（1箱当たりの単価）及び調達予定数量 (1) P P C用紙A4判（A地区） 1,960箱 (2) P P C用紙A4判（B地区） 1,980箱 (3) P P C用紙A4判（C地区） 1,770箱 (4) P P C用紙A4判（D地区） 1,730箱 (5) P P C用紙A4判（E地区） 1,950箱 (6) P P C用紙A4判（F地区） 1,850箱 (7) P P C用紙A4判（G地区） 1,800箱 (8) P P C用紙B4判（A地区） 1,630箱 (9) P P C用紙B4判（B地区） 1,560箱 (10) P P C用紙B4判（C地区） 1,610箱 (11) P P C用紙B4判（D地区） 1,620箱	

(12) P P C用紙A 3判 (全地区) 1,170箱 (13) P P C用紙B 5判 (全地区) 1,220箱 (14) 更紙A 4判 (A地区) 710箱 (15) 更紙A 4判 (B地区) 670箱 (16) 更紙B 4判 (A地区) 700箱 (17) 更紙B 4判 (B地区) 600箱 (18) 更紙B 4判 (C地区) 710箱 (19) 更紙B 4判 (D地区) 600箱 2 落札を決定した日 平成24年3月19日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)、(3)、(8)から(10)まで、(12)及び(13) ア 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 イ 氏 名 大丸藤井株式会社 (2) 1の(2) ア 住 所 札幌市南区澄川6条5丁目6番16号 イ 氏 名 有限会社オフィスノルテ (3) 1の(4)、(11)及び(19) ア 住 所 札幌市豊平区月寒東4条9丁目5番11号 イ 氏 名 株式会社エム・マツバラ (4) 1の(5)、(14)、(15)及び(18) ア 住 所 札幌市西区発寒14条12丁目2番12号 イ 氏 名 株式会社藤枝隆栄堂 (5) 1の(6) ア 住 所 江別市高砂町10番地 イ 氏 名 有限会社サトウ (6) 1の(7) ア 住 所 恵庭市柏陽町3丁目29番6号 イ 氏 名 株式会社ホクト商会 (7) 1の(16)及び(17) ア 住 所 札幌市中央区南18条西15丁目2番14号 イ 氏 名 デュプロ万博株式会社 4 落札金額 (1) 1,250円 (2) 1,250円	(3) 1,250円 (4) 1,250円 (5) 1,250円 (6) 1,250円 (7) 1,250円 (8) 1,880円 (9) 1,880円 (10) 1,880円 (11) 1,890円 (12) 1,500円 (13) 940円 (14) 2,760円 (15) 2,760円 (16) 3,990円 (17) 3,990円 (18) 4,050円 (19) 4,050円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年2月7日付け北海道教育庁石狩教育局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局告示第50号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年4月27日 北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 (1) 特別支援学校校舎等清掃業務 (A地区) 一式 (2) 特別支援学校校舎等清掃業務 (B地区) 一式 (3) 特別支援学校校舎等清掃業務 (C地区) 一式 (4) 特別支援学校校舎等清掃業務 (D地区) 一式 (5) 特別支援学校校舎等清掃業務 (E地区) 一式
---	--

(6) 特別支援学校校舎等清掃業務（F地区） 一式 (7) 特別支援学校校舎等清掃業務（G地区） 一式 2 落札を決定した日 平成24年4月4日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 住 所 札幌市中央区南1条東2丁目3番地2 イ 氏 名 キャリアフィット株式会社 (2) 1の(2) ア 住 所 札幌市白石区南郷通14丁目南3番11号 イ 氏 名 株式会社ワールドウッティ (3) 1の(3)及び(5) ア 住 所 札幌市中央区北6条西22丁目2番7号 イ 氏 名 株式会社東洋実業 (4) 1の(4)、(6)及び(7) ア 住 所 札幌市東区北23条東1丁目8番21号 イ 氏 名 新生美装興業株式会社 4 落札金額 (1) 3,444,000円 (2) 3,633,000円 (3) 2,734,200円 (4) 1,731,450円 (5) 1,757,700円 (6) 2,114,700円 (7) 1,813,350円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年2月17日付け北海道教育庁石狩教育局告示第8号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年4月27日 北海道教育庁渡島教育局長 林 秀 樹 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) A重油その1（渡島西部地区） 62,000リットル (2) A重油その2（渡島北部1地区） 139,000リットル (3) A重油その3（渡島北部2地区） 195,000リットル (4) A重油その4（北斗市地区） 241,000リットル (5) A重油その5（函館市1地区） 253,000リットル (6) A重油その6（函館市2地区） 223,000リットル (7) A重油その7（函館市3地区） 128,000リットル 2 落札を決定した日 平成24年4月4日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 有限会社早菱産業 イ 住 所 松前郡松前町字月島187番地 (2) 1の(2)、(3)及び(6) ア 氏 名 株式会社佐藤商店 イ 住 所 函館市松陰町24番3号 (3) 1の(4)及び(5) ア 氏 名 道南石油株式会社 イ 住 所 函館市大町9番20号 (4) 1の(7) ア 氏 名 五稜石油株式会社 イ 住 所 函館市本通1丁目56番15号 4 落札金額 (1) 84.00円 (2) 84.30円 (3) 83.30円 (4) 82.00円 (5) 80.50円 (6) 82.60円 (7) 82.40円 5 契約の相手方を決定した手続
道教育庁渡島教育局告示	
北海道教育庁渡島教育局告示第34号	

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年 2 月10日付け北海道教育庁渡島教育局告示第 8 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地

函館市美原 4 丁目 6 番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第35号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年 4 月27日

北海道教育庁渡島教育局長 林 秀 樹

1 落札に係る物品等の名称（1 リットル当たりの単価）及び調達予定数量

(1) 灯油その 1（松前町地区）

7,000 ℓ

(2) 灯油その 2（福島町地区）

7,000 ℓ

(3) 灯油その 3（長万部町地区）

8,000 ℓ

(4) 灯油その 4（八雲町地区）

9,000 ℓ

(5) 灯油その 5（森町地区）

10,000 ℓ

(6) 灯油その 6（七飯町地区）

9,000 ℓ

(7) 灯油その 7（北斗市地区）

72,000 ℓ

(8) 灯油その 8（函館市（旧函館市部）地区）

81,000 ℓ

(9) 灯油その 9（函館市（旧戸井町）地区）

6,000 ℓ

(10) 灯油その10（函館市（旧南茅部町）地区）

4,000 ℓ

2 落札を決定した日

平成24年 4 月 4 日

3 落札者の氏名及び住所

(1)ア 氏 名

有限会社早菱産業

イ 住 所

松前郡松前町字月島187番地

(2)ア 氏 名

有限会社早菱産業

イ 住 所

松前郡松前町字月島187番地

(3)ア 氏 名

有限会社五島商店

イ 住 所

山越郡長万部町字長万部15番地の82

(4)ア 氏 名

八雲石油株式会社

イ 住 所

二世郡八雲町東雲町101番地

(5)ア 氏 名

株式会社アサイ石油商事

イ 住 所

茅部郡森町字新川町216番地の10

(6)ア 氏 名

株式会社フレンドリーベア

イ 住 所

亀田郡七飯町字大沼町746

(7)ア 氏 名

北海アウル石油販売株式会社

イ 住 所

北斗市中央 2 丁目 5 番11号

(8)ア 氏 名

道南石油株式会社

イ 住 所

函館市大町 9 番20号

(9)ア 氏 名

日商礪油株式会社

イ 住 所

札幌市白石区南郷通 2 丁目北 2 - 24

(10)ア 氏 名

有限会社臼尻石油商会

イ 住 所

函館市臼尻町149番地32

4 落札金額

(1) 91.00円

(2) 91.00円

(3) 93.00円

(4) 87.00円

(5) 83.50円

(6) 86.00円

(7) 83.90円

(8) 82.00円

(9) 86.90円

(10) 88.90円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年 2 月10日付け北海道教育庁渡島教育局告示第 9 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地

函館市美原 4 丁目 6 番16号

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第195号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年4月27日

北海道警察本部長 園 田 一 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

警察官（男性）用夏服上衣（長袖） 3,190着

警察官（男性）用夏服上衣（半袖） 1,594着

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成24年9月7日

(4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(5) 当該調達物品の製造に必要な生地の手供給を受けられること。

(6) 当該調達物品を製造する工場を確保できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成24年4月27日から同年5月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 平成24年6月8日 午後1時30分（送付による場合は、同月7日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）からダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次に

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2239

11 Summary

A The nature and quantity of products to be procured :

a Male police officer's summer shirts with long sleeves, 3,190 pieces

b Male police officer's summer shirts with short sleeves, 1,594 pieces

B Bid tendering time and date : 1 : 30 P.M., June 8, 2012
(If mailed, bids must arrive no later than June 7)
C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police
Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Ext.2239

北海道警察本部告示第196号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成24年4月27日

北海道警察本部長 園 田 一 裕

1 随意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量

- | | | |
|------------------------------|--------------|------|
| (1) 6型カードベース (I D - 6 C Y) | 300枚×3入 | 292箱 |
| (2) 6型カードベース (I D - 6 C I) | 300枚×3入 | 272箱 |
| (3) 6型カードベース (I D - 6 C S) | 300枚×3入 | 37箱 |
| (4) 6型高速型用リボン | 2,000枚×1入×7種 | 282箱 |
| (5) 6型プリンタヘッド | | 16個 |
| (6) 吸気フィルター 大 | | 22個 |
| (7) 吸気フィルター 小 | | 22個 |
| (8) 搬送ローラー | | 83個 |
| (9) ヒートローラー 上 | | 22個 |
| (10) ヒートローラー 下 | | 22個 |
| (11) D U プッシュ付ブラケットハウジング | 2 個組 | 22組 |
| (12) ロールロアピンローラー | | 22個 |
| (13) E X I T ロローラー | 2 本組 | 22組 |
| (14) ハロゲンランプ | | 22個 |
| (15) 温度センサー | | 18個 |
| (16) 複写用真空パッド | 3 個組 | 2組 |

2 随意契約の相手方を決定した日

平成24年3月26日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- | | |
|---------|---------------------|
| (1) 氏 名 | 株式会社D N P アイディーシステム |
| (2) 住 所 | 東京都新宿区新宿4丁目3番17号 |

4 随意契約に係る契約金額

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 1箱当たりの単価 | 470,700円 |
| (2) 1箱当たりの単価 | 470,700円 |

- | | |
|---------------|----------|
| (3) 1箱当たりの単価 | 470,700円 |
| (4) 1箱当たりの単価 | 140,000円 |
| (5) 1個当たりの単価 | 130,000円 |
| (6) 1個当たりの単価 | 9,000円 |
| (7) 1個当たりの単価 | 5,500円 |
| (8) 1個当たりの単価 | 1,400円 |
| (9) 1個当たりの単価 | 23,000円 |
| (10) 1個当たりの単価 | 18,000円 |
| (11) 1組当たりの単価 | 14,400円 |
| (12) 1個当たりの単価 | 21,500円 |
| (13) 1組当たりの単価 | 22,800円 |
| (14) 1個当たりの単価 | 10,500円 |
| (15) 1個当たりの単価 | 5,000円 |
| (16) 1組当たりの単価 | 5,100円 |

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | |
|---------|---------------|
| (1) 名 称 | 北海道警察本部総務部会計課 |
| (2) 所在地 | 札幌市中央区北2条西7丁目 |

道警察旭川方面本部告示

北海道警察旭川方面本部告示第55号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成24年4月27日

北海道警察旭川方面本部長 松 原 宏 伸

1 随意契約に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- | | | |
|-------------------|--------------------|-------------|
| (1) 自動車用ガソリン | J I S 1号 | 21,000リットル |
| (2) 自動車用ガソリン | J I S 2号 | 212,000リットル |
| (3) 軽油 | J I S 各号 | 20,000リットル |
| (4) ガソリンエンジン用オイル | S M 級以上のマルチグレードタイプ | 1,700リットル |
| (5) ディーゼルエンジン用オイル | C F 級以上のマルチグレードタイプ | 100リットル |

- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成24年3月22日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 日東石油株式会社
(2) 住 所 旭川市本町2丁目
- 4 随意契約に係る契約金額
- | | | |
|-------------------|--------------------|--------|
| (1) 自動車用ガソリン | J I S 1 号 | 145.7円 |
| (2) 自動車用ガソリン | J I S 2 号 | 135.7円 |
| (3) 軽油 | J I S 各号 | 119.4円 |
| (4) ガソリンエンジン用オイル | S M 級以上のマルチグレードタイプ | 400円 |
| (5) ディーゼルエンジン用オイル | C F 級以上のマルチグレードタイプ | 400円 |
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課
(2) 所在地 旭川市1条通25丁目487-6
-